

利用者のために

# 利用者のために

## 1 統計の目的

漁業生産活動による生産物を金額で評価することにより、金額ベースでの漁業の生産状況を明らかにし、水産行政の推進等のための資料を整備することを目的としている。

## 2 推計期間

本統計の推計期間は、平成24年1月から12月までの1年間である。

## 3 推計方法

### (1) 海面漁業・養殖業生産額

海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量に(一社)漁業情報サービスセンター、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別価格を乗じて推計した。

### (2) 内水面漁業・養殖業生産額

#### ア 内水面漁業生産額

内水面漁業生産統計調査の調査対象が漁業権の設定等が行われている主要108河川24湖沼（以下「調査対象河川・湖沼」という。）に限定されていることから、2008年漁業センサス（以下「漁業センサス」という。）結果により得られる平成20年11月1日時点での漁業権の設定等が行われている全ての河川・湖沼に占める調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量の割合を算出し、この逆数を当該年の都道府県別調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量に乗じて都道府県別魚種別総漁獲量を推計し、その全国計の魚種別総漁獲量に魚種別価格を乗じて魚種別生産額を推計した。

#### イ 内水面養殖業生産額

(ア) 内水面漁業生産統計調査の調査対象が全国のます類、あゆ、こい及びうなぎ（以下「調査対象養殖魚種」という。）を養殖する養殖業経営体の内水面養殖業収獲量に限定されていることから、①これら調査対象養殖魚種の生産額は、内水面漁業生産統計調査より得られる魚種別収獲量に魚種別価格を乗じて推計、②調査対象養殖魚種以外の生産額については、漁業センサス（食用を主とする全ての経営体）より得られる内水面養殖業経営体の販売金額に占める調査対象養殖魚種を養殖する内水面養殖業経営体の販売金額の割合を算出し、この逆数に調査対象養殖魚種の魚種別生産額を乗じて推計した。

〔推計式〕

I：調査対象養殖魚種以外の魚種を含む全ての生産額（当該年）

A：調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

B：調査対象養殖魚種以外の魚種を含む全ての販売金額（漁業センサス結果）

a：調査対象養殖魚種を生産額（当該年）

$$I = \frac{B}{A} \times a$$

- (イ) 種苗の生産額については、調査対象養殖魚種別に漁業センサスより得られる食用を主とする内水面養殖業経営体の販売金額と種苗用を主とする内水面養殖業経営体の販売金額から比率を算出し、この比率を調査対象養殖魚種の魚種別生産額に乗じて推計した。

[推計式]

S：種苗の生産額（当該年）

C：調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

D：種苗用の販売金額（漁業センサス結果）

c：調査対象養殖魚種を生産額（当該年）

$$S = \frac{D}{C} \times c$$

#### 4 利用上の注意

- (1) 計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入したためである。

- (2) 統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：40万円→0百万円）

「0.0」： 単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

- (3) 秘匿方法について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより該当結果が確定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

- (4) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「水産業」でご覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei>】

#### 5 この統計結果に関するお問合せ先

農林水産省大臣官房統計部

経営・構造統計課 分析班

電話 代表 03-3502-8111 内線3635

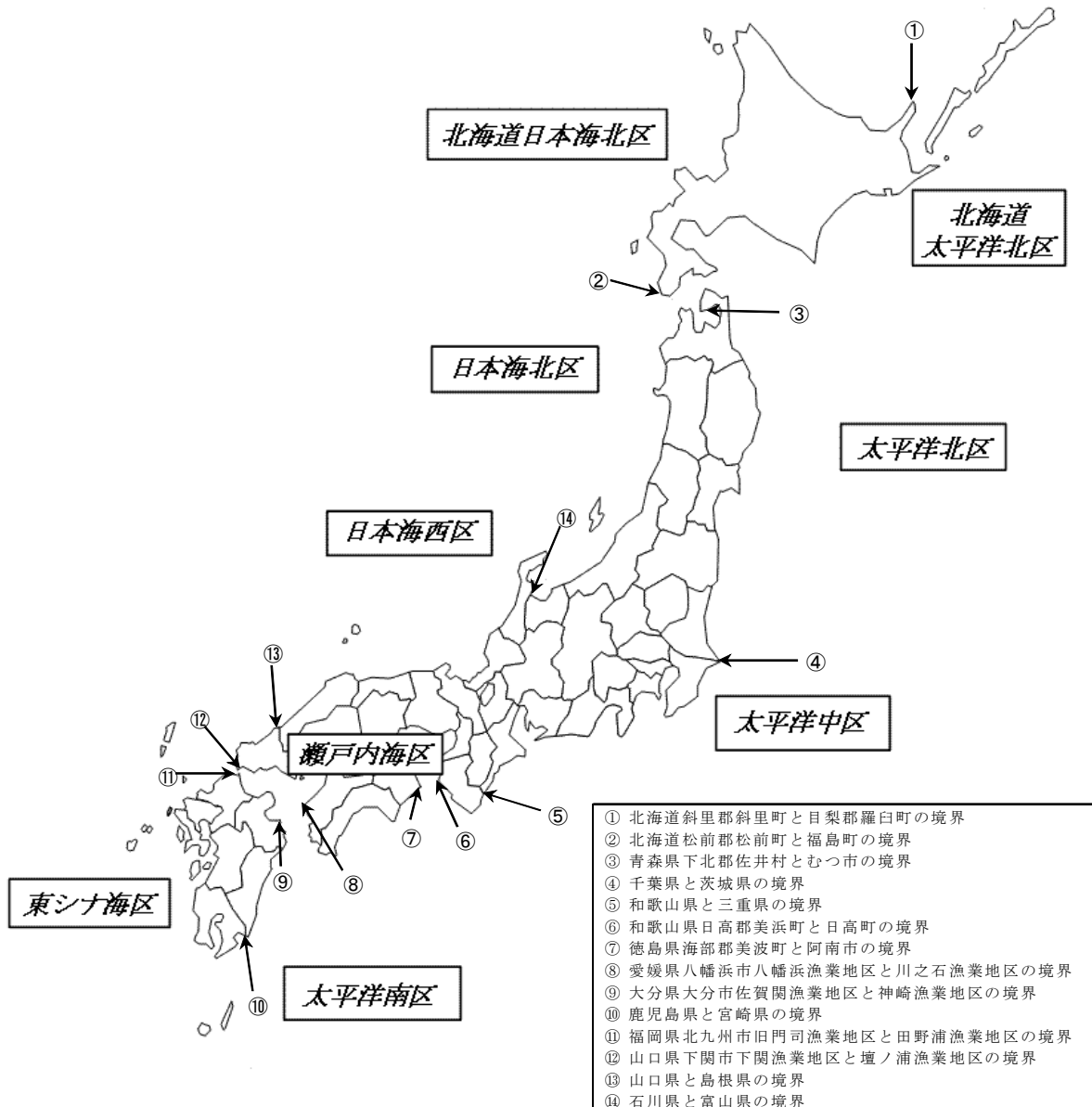
直通 03-6744-2042

FAX 03-5511-8722

(参考)

大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分(水域区分ではなく地域区分)をいう。



- ① 北海道斜里郡斜里町と目梨郡羅臼町の境界
- ② 北海道松前郡松前町と福島町の境界
- ③ 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
- ④ 千葉県と茨城県の境界
- ⑤ 和歌山県と三重県の境界
- ⑥ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
- ⑦ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
- ⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
- ⑨ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑩ 鹿児島県と宮崎県の境界
- ⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田野浦漁業地区の境界
- ⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑬ 山口県と島根県の境界
- ⑭ 石川県と富山県の境界

注：市町村については、平成22年1月1日現在である。

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 北海道太平洋北区 | ： ①・②間に属する市区町村（太平洋側）              |
| 太平洋北区    | ： ③・④間に属する市区町村                    |
| 太平洋中区    | ： ④・⑤間に属する市区町村                    |
| 太平洋南区    | ： ⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側）   |
| 北海道日本海北区 | ： ①・②間に属する市区町村（日本海側）              |
| 日本海北区    | ： ③・④間に属する市区町村                    |
| 日本海西区    | ： ⑬・⑭間に属する市区町村                    |
| 東シナ海区    | ： ⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県 |
| 瀬戸内海区    | ： ⑥・⑦間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（瀬戸内海側）  |